

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

海難審判所は、IMO（国際海事機関）の船舶事故調査コードによる原因究明と責任追及を分離した事故調査の実施に関するSOLAS条約の一部改正が発効されることを見据えて、海難審判制度の見直しが行われ、平成20（2008）年10月旧海難審判庁の懲戒処分業務を引き継ぐかたちで国土交通省の特別の機関に改組され、本年10月で丸16年となります。

海難審判所は、海難の発生の防止に寄与することを目的とした海難審判法に基づき、海難の発生を認知すると、同法に定められた準司法的な手続に則って、海難の調査及び審判を行い、その結果、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の故意又は過失によって発生したものであると認めたとき、裁決で懲戒の理由となる海難の原因を示した上、処分を行う行政機関です。

この度、海難審判所では、令和5年1月から12月までに発生した海難の調査と審判、裁決の状況と原因、海難防止の取り組みなど、海難審判所の活動状況を取りまとめ「令和6年版レポート 海難審判」として、発刊しました。

本書には、海難の種類、船舶の種類、発生水域、海難の原因等を整理した統計資料を収めるとともに、裁決書の中から海難の発生防止に参考となるような事例について参考図を用いて分かりやすく解説するなど、事例ごとに海難から得られた教訓を紹介しています。

本書を一読していただくことにより、船舶運航に携わる皆様をはじめ、海との関わりを持つ方々にも、海難防止の一助となれば幸いです。

今後とも、海難審判行政に対する皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年12月 海難審判所長

目 次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知、立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒等の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	25